

北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針

制 定：昭和 54 年 7 月 26 日付け農改第 622 号農務部長通知
最終改正：令和 4 年 7 月 29 日付け技普第 816 号農政部長通知

第 1 趣旨

ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ(以下「シストセンチュウ類」という。)は、北海道農業の基幹作物である馬鈴しょの生産に重大な影響を与える害虫であるので、早期発見、発生実態の把握、防除の実施、まん延の防止を基本とした総合的な防除対策を実施して農業経営の継続的な振興を図るものとする。

第 2 推進体制

- 1 道は、国、農業団体、農業試験場及び市町村・農業協同組合等と緊密な連携のもとに、シストセンチュウ類の発生実態の把握等に努め、馬鈴しょの生産者（農家以外の農業事業体を含む。以下、「生産者」という。）及び地域における必要な防除対策の実施を推進するものとする。
- 2 市町村、農業協同組合等及び農業改良普及センターは、地域の実情に応じて、構成や役割分担を明確化した防除対策の推進体制（以下、「対策チーム」という。）を整備し、生産者に対し、植物検診及び土壌検診の実施率の向上に向けた指導・支援の取組や、地域の実情に適した優先的に取り組む対策を盛り込んだ取組活動計画の作成、検出限界以下ほ場における再発防止計画の点検・評価の実施に努めるものとする。
- 3 総合振興局及び振興局（以下、「総合振興局等」という。）は、病虫害防除所及び農業関係機関・団体と協力し、対策チームが実施する防除対策及び検診技術の向上を図る取組を支援し、当該取組の実効性を高めるものとする。
- 4 防除対策は、別図のフローチャートを参考に、対策チームが地域の実情にあわせて取り進めるものとする。
- 5 道は、被害の軽減に必要な防除対策のため、必要に応じて北海道重要害虫防疫対策連絡会議(平成 27 年 8 月 10 日技普第 527 号)を設置するものとする。
- 6 総合振興局等は、被害の軽減に必要な防除対策のため、必要に応じて北海道重要病虫害防疫対策連絡会議に準じ「地域連絡会議」を設置するものとする。

第 3 早期発見及び発生実態の把握

シストセンチュウ類の早期確認及び発生実態の把握のため、次により植物検診及び土壌検診を行うものとする。

1 シストセンチュウ類の早期発見（植物検診）

未発生市町村の対策チームは、原則、馬鈴しょを作付けするすべてのほ場を対象に植物検診を行い、シストセンチュウ類の早期発見に努めるものとする。

2 シストセンチュウ類の発生実態の把握（土壌検診）

発生市町村の対策チームは、原則、馬鈴しょの作付けを予定するすべてのほ場を対象に土壌検診を行い、シストセンチュウ類の発生実態の把握に努めるものとする。

第4 営農指導の強化

対策チームは、シストセンチュウ類の防除対策の実効を期すため、次の事項について周知徹底を図るとともに、輪作体系を確立するため、地域に適した作物の選定・導入に伴う技術の習得等について営農指導の強化に努めるものとする。

1 発生地域における防除指導

(1) ジャガイモシストセンチュウの発生地域

ア 防除の実施に当たっては、化学的防除（薬剤防除）・耕種的防除（適正輪作、抵抗性品種の栽培、対抗作物の栽培）・物理的防除（雪割り、土壌凍結促進）を組み合わせた総合防除及び野良生えの除去の指導の徹底を図り、密度の低下を促進し被害の軽減に努めるものとする。

イ まん延防止を図るため、使用後の営農機械・農作物の運搬車両等の洗浄、馬鈴しょ等の農産加工施設などにおける遊離土の焼土処理、野良生えの除去に努めるものとする。

ウ 抵抗性品種（別表「シストセンチュウ抵抗性品種一覧」参照）及び非寄主作物の輪作、くん蒸剤処理、及び対抗作物の栽培により、ジャガイモシストセンチュウ密度の低減を図る。

(2) ジャガイモシロシストセンチュウの発生地域

植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、緊急防除の防除区域において、国が道の協力を得て緊急防除を実施する。

2 未発生地域における予防指導

発生ほ場に近接するほ場及び発生地域との営農機械の共同利用ほ場にあつては、植物検診等による早期発見、野良生えの除去、健全種苗（検査合格品）の使用などに努めるものとする。

なお、その他ほ場にあつても植物検診等による早期発見に努めるものとする。

また、まん延防止を図るため、抵抗性品種の導入に努めるものとする。

第5 技術開発の推進

道は、シストセンチュウ類の防除対策の効率的な推進を図るため、国、試験研究機関、対策チーム及び農業団体等の協力を得て、次の技術開発等に努めるものとする。

1 防除技術の開発実用化

2 新農薬の開発実用化

3 抵抗性品種の開発増殖

第6 通報体制

未発生市町村又は発生市町村の未発生地域（行政区の字単位）において新たにシストセンチュウ類の発生が確認された場合には、道は、直ちにその旨を農林水産省横浜植物防疫所札幌支所に通知するものとする。

第7 その他

この基本方針の推進に当たって必要な事項は、別に定める。

別図 防除対策のフローチャート（別添）

別表

1 ジャガイモシストセンチュウ類発生ほ場の区分は、次のとおりとする。

(1) カップ検診法による土壌検診の場合

- ア 高密度ほ場とは、観察されるシスト数が100個以上をいう。
- イ 中密度ほ場とは、観察されるシスト数が21～99個をいう。
- ウ 低密度ほ場とは、観察されるシスト数が1～20個をいう。
- エ 検出限界以下ほ場とは、シスト数が確認されないものをいう。

(2) 篩い分け法による土壌検診の場合

- ア 甚密度ほ場とは、乾土1グラム当たりの卵数が301個以上をいう。
- イ 高密度ほ場とは、乾土1グラム当たりの卵数が101～300個をいう。
- ウ 中密度ほ場とは、乾土1グラム当たりの卵数が11～100個をいう。
- エ 低密度ほ場とは、乾土1グラム当たりの卵数が10個以下をいう。
- オ 検出限界以下ほ場とは、乾土1グラム当たりの卵数が検出されないものをいう。

ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する北海道優良品種

「キタアカリ」S62

「とうや」、「ムサマル」、「アトランチック」H4

「アスタルテ」H5

「サクラフブキ」、「ベニアカリ」H6

「さやか」H7

「アーリースターチ」H8

「花標津」H9

「十勝こがね」H12

「きたひめ」H13

「ナツフブキ」「ひかる」H15

「スノーマーチ」「オホーツクチップ」「キタムラサキ」H16

「ゆきつぶら」 H17

「さやあかね」「こがね丸」(「ノーザンルビー」地域在来種等)H18

「きたかむい」「はるか」 H19

「アンドーバー」 H20

「ピルカ」 H21

「コナユタカ」 H26

「北海 105 号」 H27

「ぼろしり」 H27

「コナヒメ」 H28

「ゆきふたば」 H29

「ハロームーン」 H30

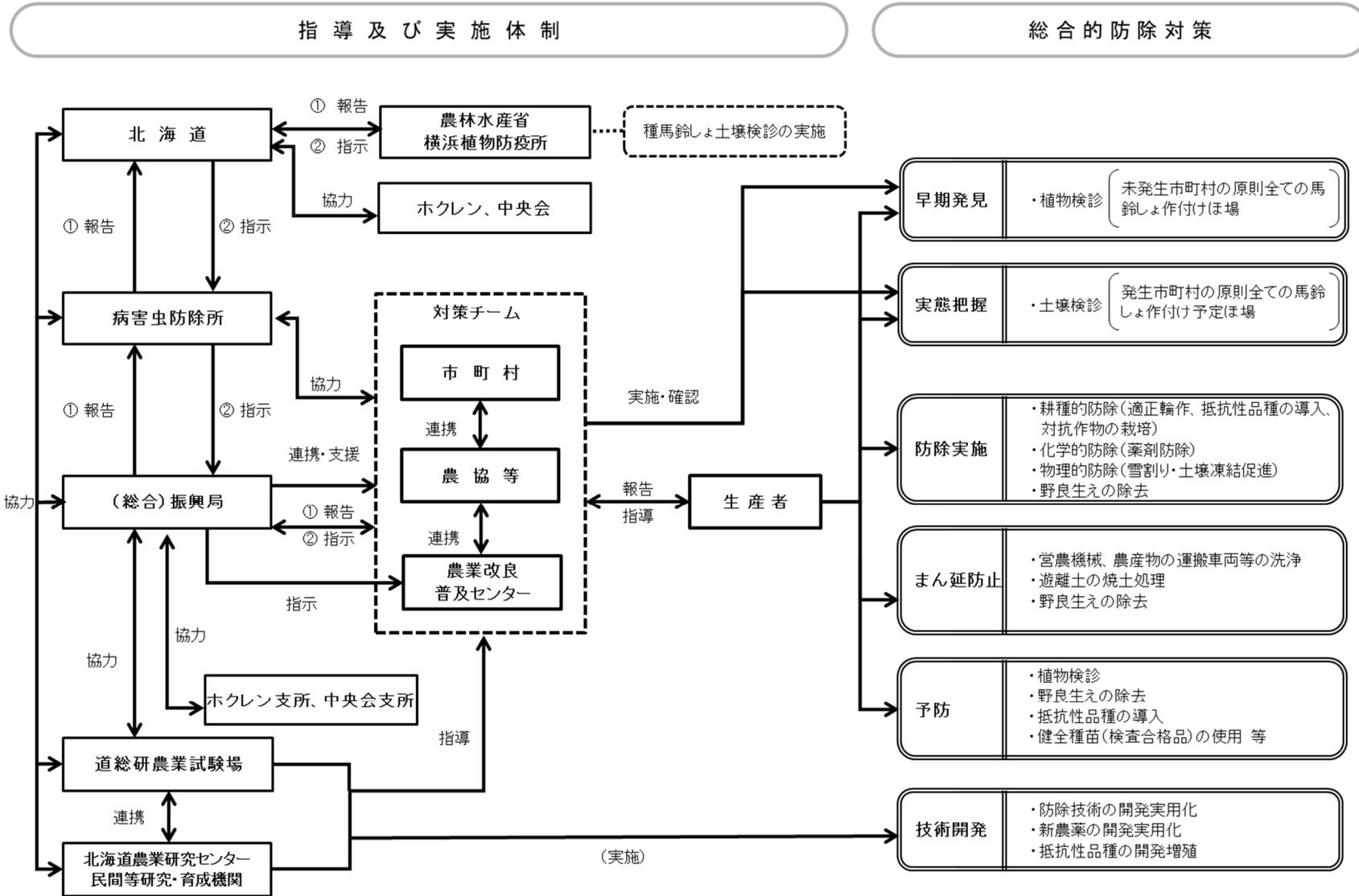
「さらゆき」 H31

「ゆめいころ」 R3

「北海 112 号」 R4

別図

防除対策フローチャート



北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針の取組の徹底について

〔 制定：令和4年7月29日付け技普第817号農政部長通知 〕

北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針（昭和54年7月26日付け農改第622号農務部長通知）（以下、「基本方針」という。）における防除対策の推進に当たっては、次の取組の実施を徹底するものとする。

記

第1 植物検診及び土壌検診の的確な実施に向けた取組

1 対策チームの取組

対策チームは、生産者に対し、植物検診及び土壌検診の実施の指導・支援、ほ場状態の可視化のためのほ場別検診結果の作成指導・支援を行うものとする。

なお、発生地域のうち、土壌検診の実施による発生実態の把握が行われていない地域においては、対策チームは、別紙に示す「ジャガイモシストセンチュウ防除対策の進め方（ロードマップ）」（以下、「ロードマップ」という。）により、基本方針第4の1の（1）のAに基づく防除の実施から優先的に取り組むよう生産者を指導するとともに、総合振興局等の支援を受け、技術研修会を開催するなどして、土壌検診を実施する体制を整備するものとする。

2 総合振興局等の取組

総合振興局等は、病害虫防除所及び農業団体と協力し、土壌検診の実施による発生実態の把握が行われていない地域の対策チームに対し、技術支援や助言、技術研修会の開催に係る専門家との調整・派遣等の協力を行い、土壌検診が行われるよう支援するものとする。

第2 防除対策の的確な実施に向けた取組

1 取組活動計画の作成

発生市町村の対策チームは、ロードマップに基づき、地域の実情に適した優先的に取り組むジャガイモシストセンチュウ防除対策に係る取組活動計画（別添様式1）を作成し、優先度の高い対策の実施が行われるよう生産者を支援するものとする。

2 取組活動計画の点検及び実績確認

対策チームは、目標年まで毎年、当該計画の点検及び実績確認を行い、必要に応じて当該計画の見直しを行うものとする。

3 総合振興局等の指導・助言

総合振興局等は、必要に応じて対策チームに取組活動計画の報告を求め、当該計画の点検、実績の確認及び指導・助言を行うものとする。

第3 ジャガイモシストセンチュウの発生が再確認されないための取組（再発防止に向けた取組）

1 再発防止の指導

対策チームは、総合振興局等と連携し、ジャガイモシストセンチュウの発生が確認されたほ場のうち、基本方針第4の1の（1）のアに基づく防除の実施により発生密度が十分に低下し、土壌検診の実施によりジャガイモシストセンチュウが検出されなかったほ場（以下、「検出限界以下ほ場」という。）の生産者に対し、次の再発防止の指導を行うものとする。

- （1）検出限界以下ほ場から車両、農機具等を移動する際は、土の付着がないことを確認することにより、土の飛散防止を図ること。

なお、車両、農機具等を洗浄する場合は、その過程で生じた排水が検出限界以下ほ場以外に流出しないよう留意すること。

- （2）次に該当するものを検出限界以下ほ場から移動する際は、（1）に準じて土の飛散防止を図ること。

ア 検出限界以下ほ場で生産された馬鈴しょの生塊茎等の地下部

イ 検出限界以下ほ場で生産された馬鈴しょ以外の植物の地下部のうち土の付着したもの

ウ 検出限界以下ほ場以外のほ場で生産された植物の地下部であって、検出限界以下ほ場で生産された植物の地下部のうち土の付着したものと混在したもの

- （3）限界検出以下ほ場において、馬鈴しょの栽培を行う場合は、ジャガイモシストセンチュウに対して抵抗性を有していると認められる品種を選択するとともに、馬鈴しょ以外の植物を組み合わせて3年以上の輪作体系を組み、馬鈴しょの連作を行わないようにすること。

- （4）馬鈴しょの地下部がほ場内に残存しないよう収穫時の除去を徹底すること。

- （5）検出限界以下ほ場において植物を栽培する場合にあつては、その栽培前に、圧雪により土壌を凍結させる処理を実施すること等により、前年度以前にほ場内に残存した馬鈴しょの地下部の除去を徹底すること。

- （6）検出限界以下ほ場において植物を栽培する場合であつて、その栽培期間中に前年度以前に栽培された馬鈴しょの地下部等から生育してきた馬鈴しょがあつた場合は、その除去を徹底すること。

2 再発防止計画の作成及び点検・評価

- （1）検出限界以下ほ場の生産者は、1の内容を踏まえ、当該ほ場におけるジャガイモシストセンチュウ再発防止対策の6年間の実施計画（別添様式2）（以下、「再発防止計画」という。）を作成し、対策チームに提出することができる。

- （2）検出限界以下ほ場の生産者は、（1）で提出した再発防止計画に変更が生じた場合は、作付けをする前年度末までに、対策チームに提出するものとする。

(3) 対策チームは、提出された再発防止計画に基づき、次のア及びイの実施状況を点検するものとする。

ア 再発防止計画のとおり、毎年、ジャガイモシストセンチュウを再発させないための対策が適切に実施されていること。

イ 再発防止計画の3年目及び6年目に実施する土壌検診において、ジャガイモシストセンチュウが検出されないこと。ただし、再発防止計画の1年目において、生産者から提出された土壌検診結果の証拠書類により、これまでに検出限界以下であったことが確認できた場合は、6年間の再発防止計画を短縮（最大5年間）することができることとし、短縮後の最終年に土壌検診を実施し、ジャガイモシストセンチュウが検出されないこと。

(4) 対策チームは、毎年、総合振興局等と連携して、再発防止計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果を記載したジャガイモシストセンチュウ再発防止計画の点検・評価結果通知書（別添様式3）を当該生産者に交付するものとする。あわせて、対策チームは、別添様式3の写しを総合振興局等あて報告し、総合振興局等は病虫害防除所あて、病虫害防除所は農政部生産振興局技術普及課あて報告するものとする。

(5) 対策チームは、再発防止計画の全ての年（(3)のただし書のほ場については、再発防止計画の短縮後の全ての年）において再発防止計画の点検・評価結果が可となったほ場を未発生ほ場とみなすことができるものとし、ジャガイモシストセンチュウ再発防止計画の達成通知書（別添様式4）を当該生産者に交付するものとする。あわせて、対策チームは、別添様式4の写しを総合振興局等あて報告し、総合振興局等は病虫害防除所あて、病虫害防除所は農政部生産振興局技術普及課あて報告するものとする。

なお、発生地域内の全てのほ場が未発生ほ場及び未発生ほ場とみなしたほ場となった場合は、当該発生地域を未発生地域とみなすことができるものとする。

(6) 生産者は、(5)のほ場及び地域において、基本方針第4の1の(1)のイに定めるまん延防止対策の一部（使用後の営農機械・農作物の運搬車両等の洗浄及び馬鈴しょ等の農産加工施設などにおける遊離土の焼土処理に限る。）を省略・緩和することができるものとする。

(7) 対策チームは、(5)のほ場及び地域において、ジャガイモシストセンチュウの再発を防止し、その維持を図るため、引き続き、基本方針第3及び第4に基づく防除対策を実施するよう、生産者を指導するものとする。

(8) ジャガイモシロシストセンチュウが確認されたほ場のうち、国による緊急防除における防除対策によりジャガイモシロシストセンチュウの密度が十分低下したほ場における再発防止対策の指導は、ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領（令和2年4月23日付け2消安第401号）に定めるとおり実施するものとする。

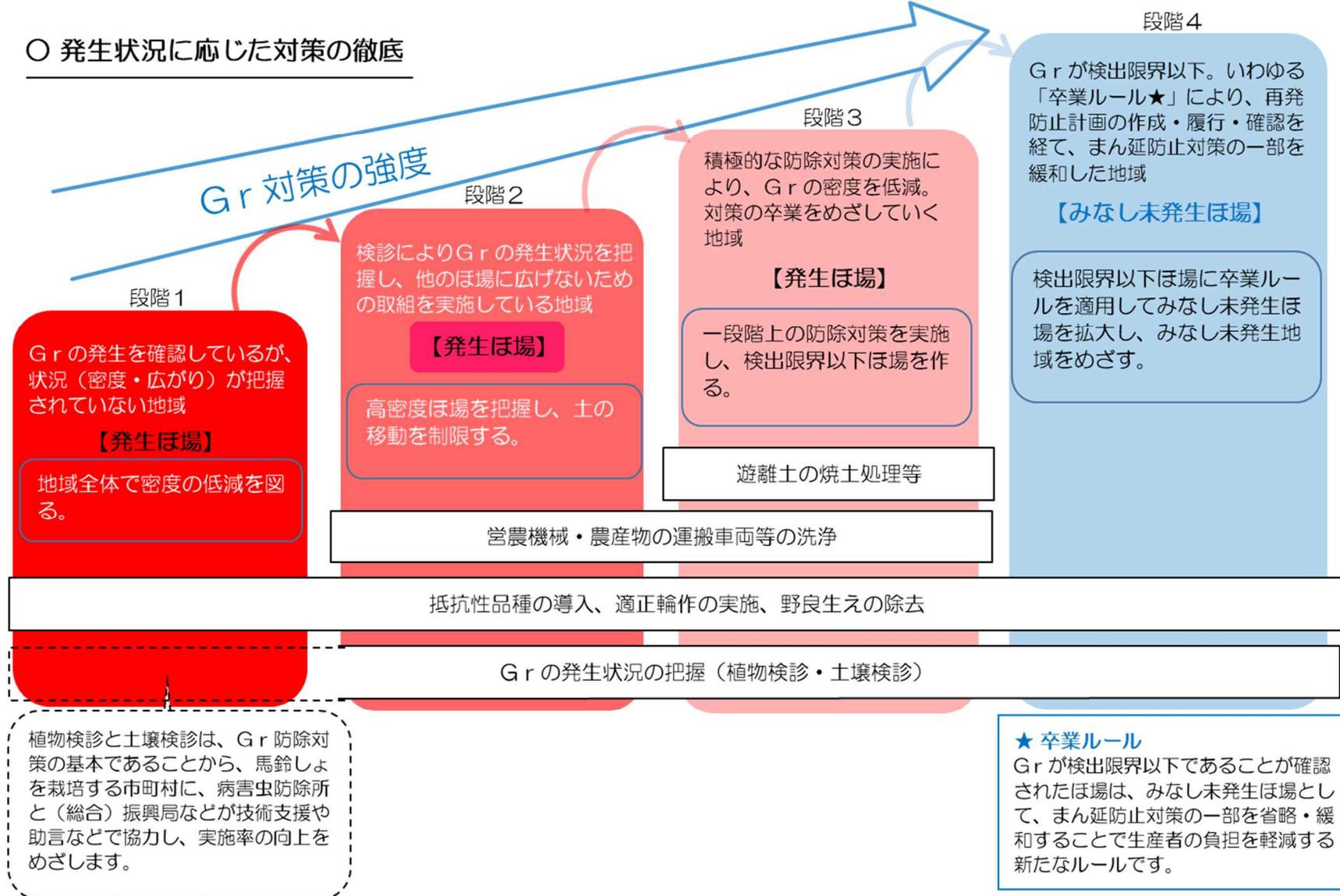
別紙

ジャガイモシストセンチュウ防除対策の進め方（ロードマップ）

発生地域の状況（段階）	発生状況に応じた防除対策の進め方
<p>1 ジャガイモシストセンチュウの発生を確認しているが、発生実態（密度・広がり）が把握されていない地域のほ場。</p>	<p>○方針：地域全体で密度低減を図る。 ○対策：抵抗性品種の導入、適正輪作の実施、野良生えの除去の実施。 ※総合振興局等は、病虫害防除所及び農業団体と協力し、当該地域の対策チームに対し、土壌検診に関する技術支援や助言、技術研修会の開催に係る専門家との調整・派遣等の協力を行い、土壌検診が円滑に行われるよう支援する。</p>
<p>2 土壌検診によりジャガイモシストセンチュウの発生実態を把握し、他のほ場に広げないための取組を実施している地域のほ場。</p>	<p>○方針：高密度ほ場を把握し、土の移動を制限する。 ○対策：1の対策に加え、土壌検診、営農機械・農作物の運搬車両等の洗浄を実施。</p>
<p>3 積極的な防除対策の実施により、ジャガイモシストセンチュウの密度を低減し、再発防止計画によりまん延防止対策の一部の省略・緩和をめざしていく地域のほ場。</p>	<p>○方針：一段階上の対策を実施し、検出限界以下ほ場を作る。 ○対策：2の対策に加え、遊離土の焼土処理を実施。</p>
<p>4 ジャガイモシストセンチュウが検出限界以下となり、再発防止計画の作成・履行・確認を経て、まん延防止対策の一部を省略・緩和した地域のほ場。</p>	<p>○方針：まん延防止対策の一部の省略・緩和を適用するほ場の地域全体への拡大をめざす。 ○対策：1の対策に加え、土壌検診を実施。</p>

ジャガイモシストセンチュウ（Gr）防除対策の進め方（ロードマップ）

○ 発生状況に応じた対策の徹底



対策チーム名 _____
 発生地域 _____
 作成年度 _____
 点検年度 _____

1 現状

区分	令和4年
馬鈴しょ作付け面積 (ha)	
段階1 ジャガイモシストセンチュウの発生を確認しているが、発生実態(密度・広がり)が把握されていない面積	
段階2 土壌検診によりジャガイモシストセンチュウの発生実態を把握し、他のほ場に広げないための取組を実施している面積	
段階3 積極的な防除対策の実施により、ジャガイモシストセンチュウの密度を低減し、再発防止計画によりまん延防止対策の一部の省略・緩和をめざしていく面積	
段階4 ジャガイモシストセンチュウが検出限界以下となり、再発防止計画の作成・履行・確認を経て、まん延防止対策の一部を省略・緩和した面積	

2 課題

--

3 目標

区分	目標面積	目標年度
馬鈴しょ作付け面積 (ha)		
段階1 ジャガイモシストセンチュウの発生を確認しているが、発生実態(密度・広がり)が把握されていない面積		
段階2 土壌検診によりジャガイモシストセンチュウの発生実態を把握し、他のほ場に広げないための取組を実施している面積		
段階3 積極的な防除対策の実施により、ジャガイモシストセンチュウの密度を低減し、再発防止計画によりまん延防止対策の一部の省略・緩和をめざしていく面積		
段階4 ジャガイモシストセンチュウが検出限界以下となり、再発防止計画の作成・履行・確認を経て、まん延防止対策の一部を省略・緩和した面積		

※目標年は地域の実情に応じて設定すること。なお、目標年は取組活動計画の見直しにより変更することができる。

4 取組活動計画(実績)

(1) 対策チームの取組活動計画

取組内容	目標年度

※目標年は地域の実情に応じて設定すること。なお、目標年は取組活動計画の見直しにより変更することができる。
 ※計画を下段にかっこ書きで記載し、実績を上段に記載すること。

(2) ほ場別の取組活動計画

生産者番号	ほ場番号	枝番号	所在地	ほ場面積 (ha)	段階1		段階2			段階3				段階4		
					抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施	土壌検診の実施	土壌検診の実施	抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施	営農機械・農作物の運搬車両等の洗浄の実施	土壌検診の実施	抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施	営農機械・農作物の運搬車両等の洗浄の実施	再発防止計画の作成	再発防止計画の達成	土壌検診の実施	抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施
計																

※目標年は地域の実情に応じて設定すること。なお、目標年は取組活動計画の見直しにより変更することができる。
 ※計画を下段にかっこ書きで記載し、実績を上段に記載すること。

5 点検結果

--

〇〇年度ジャガイモシストセンチュウ防除対策に係る取組活動計画(実績) <記載例>

対策チーム名 〇町対策本部
 発生地域 〇〇地域
 作成年度 令和4年度
 点検年度 令和5年度

1 現状

区分	令和4年
馬鈴しょ作付け面積(ha)	20
段階1 ジャガイモシストセンチュウの発生を確認しているが、発生実態(密度・広がり)が把握されていない面積	20
段階2 土壤検診によりジャガイモシストセンチュウの発生実態を把握し、他のほ場に広げないための取組を実施している面積	0
段階3 積極的な防除対策の実施により、ジャガイモシストセンチュウの密度を低減し、再発防止計画によりまん延防止対策の一部の省略・緩和をめざしていく面積	0
段階4 ジャガイモシストセンチュウが検出限界以下となり、再発防止計画の作成・履行・確認を経て、まん延防止対策の一部を省略・緩和した面積	0

2 課題

ジャガイモシストセンチュウの発生範囲及び密度が把握されていない馬鈴しょ作付けほ場について、発生範囲及び密度を把握することが必要。また、発生範囲及び密度を把握したほ場については、防除の実施により密度の低減を図るとともに、他地域へのまん延を防ぐため、営農機械の洗浄及び農産加工施設内の遊離土の焼土処理が必要。さらに、防除対策の実施により検出限界以下となったほ場については、再発防止計画の作成・実施により、まん延防止対策の一部を省略・緩和し、生産者の負担を軽減することが必要。このため、①〇〇振興局及び病害虫防除所の協力により土壤検診の技術研修会を開催し、土壤検診を実施する体制を整備する。②営農指導の強化により防除及びまん延防止対策の実施を推進する。③町及び農協の助成制度を活用して営農機械洗浄機の導入を推進する。④農協において馬鈴しょ加工施設内に遊離土の焼土処理施設を整備する。⑤対策本部において再発防止計画の作成支援、点検・評価を行う。

3 目標

区分	目標面積	目標年度
馬鈴しょ作付け面積(ha)	20	-
段階1 ジャガイモシストセンチュウの発生を確認しているが、発生実態(密度・広がり)が把握されていない面積	0	令和5年度
段階2 土壤検診によりジャガイモシストセンチュウの発生実態を把握し、他のほ場に広げないための取組を実施している面積	20	令和7年度
段階3 積極的な防除対策の実施により、ジャガイモシストセンチュウの密度を低減し、再発防止計画によりまん延防止対策の一部の省略・緩和をめざしていく面積	20	令和9年度
段階4 ジャガイモシストセンチュウが検出限界以下となり、再発防止計画の作成・履行・確認を経て、まん延防止対策の一部を省略・緩和した面積	20	令和15年度

※目標年は地域の実情に応じて設定すること。なお、目標年は取組活動計画の見直しにより変更することができる。

4 取組活動計画(実績)

(1)対策チームの取組活動計画

取組内容	目標年度
土壤検診の技術研修会の開催	令和4年度 (令和5年度)
遊離土の焼土処理施設の整備	(令和8年度)
再発防止計画の作成支援	(令和9年度)
再発防止計画の点検・評価	(令和14年度)

対策チームの取組内容を記載し、達成年度の計画を下段にかっこ書きで記載する。
 目標年まで毎年点検及び実績確認を行い、未達成の場合は「×」、達成の場合は当該達成年度を上段に記載する。

※目標年は地域の実情に応じて設定すること。なお、目標年は取組活動計画の見直しにより変更することができる。

※計画を下段にかっこ書きで記載し、実績を上段に記載すること。

(2)ほ場別の取組活動計画

生産者番号	ほ場番号	枝番号	所在地	ほ場面積(ha)	段階1		段階2			段階3				段階4		
					抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施	土壤検診の実施	土壤検診の実施	抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施	営農機械・農作物の運搬車両等の洗浄の実施	土壤検診の実施	抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施	営農機械・農作物の運搬車両等の洗浄の実施	再発防止計画の作成	再発防止計画の達成	土壤検診の実施	抵抗性品種の導入、適正輪作及び野良生えの除去の実施
1	100	1	〇町字〇〇×	5	令和4年度 (令和5年度)	令和5年度 (令和5年度)	(令和6年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和14年度)	(令和15年度)	(令和15年度)
2	200	1	〇町字〇〇××	6	令和4年度 (令和5年度)	令和5年度 (令和5年度)	(令和6年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和14年度)	(令和15年度)	(令和15年度)
3	300	1	〇町字〇〇×××	5	令和5年度 (令和5年度)	令和5年度 (令和5年度)	(令和6年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和14年度)	(令和15年度)	(令和15年度)
4	400	1	〇町字〇〇××××	4	令和5年度 (令和5年度)	× (令和5年度)	(令和6年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和14年度)	(令和15年度)	(令和15年度)

ほ場ごとの段階別の各取組内容について、達成年度の計画を下段にかっこ書きで記載する。当該段階の全ての取組の実施を確認したときは、次の段階の取組に移行する。
 目標年まで毎年点検及び実績確認を行い、未達成の場合は「×」、達成の場合は当該達成年度を上段に記載する。

5 点検結果

生産者番号1～3のほ場については、段階1の全ての取組が令和5年度までに行われていることを確認したため、令和6年度から段階2の取組に移行するよう生産者に指示する。
 生産者番号4のほ場については、段階1のうち土壤検診が令和5年度までに実施されなかったため、土壤検診を実施するよう引き続き生産者を指導する。

ジャガイモシストセンチュウ再発防止計画(変更)

〇〇対策チーム(〇〇市町村、〇〇農業協同組合、〇〇農業改良普及センター) 様

生産者氏名 〇〇 〇〇

次のとおりジャガイモシストセンチュウの再発防止計画(変更)を提出します。

ほ場番号	枝番号	ほ場所在地	ほ場面積 (ha)	検出限界以下となった年	営農計画						備考
					1年目 (令和〇年)	2年目 (令和〇年)	3年目 (令和〇年)	4年目 (令和〇年)	5年目 (令和〇年)	6年目 (令和〇年)	
記載例) 100	1 (なし)	●町字〇	3.00 (6.00)	令和〇年	秋まき小麦	てん菜	馬鈴しょ<品種名>	秋まき小麦	てん菜	馬鈴しょ<品種名>	野生生え除去、車両・農機具等の洗浄
	2 (なし)	●町字〇	3.00 (6.00)	令和〇年	秋まき小麦	馬鈴しょ<品種名> (てん菜)	てん菜 (馬鈴しょ<品種名>)	秋まき小麦	てん菜	馬鈴しょ<品種名>	

注1) ほ場を複数の筆に分割して輪作を実施している場合は、それぞれ枝番号に分けて記載すること。

注2) 馬鈴しょを栽培する年度には、<品種名>を併記すること。

注3) 備考欄には、実施する対策の内容を記載すること。

注4) 計画変更の場合は、変更後の内容を上段に記載し、変更前の内容を下段に括弧書きで記載すること。

注5) 再発防止計画の作成年以前に検出限界以下となったほ場については、該当年を「検出限界以下となった年」欄に記載すること。

〇〇年度ジャガイモシストセンチュウ再発防止計画の実施状況の点検・評価結果通知書

〇〇〇〇様

〇〇対策チーム

北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針の取組の徹底について(令和〇年〇月〇日付け技普第〇号農政部長通知)の規定による再発防止計画の点検・評価結果を次のとおり通知します。

記

ほ場番号	枝番号	ほ場所在地	ほ場面積(ha)	ジャガイモシストセンチュウ検出の有無	再発防止計画の点検・評価結果		備考
					良否	否の理由	

注)「ジャガイモシストセンチュウ検出の有無」は、土壌検診を実施しない年度は「－」を記載すること。

ジャガイモシストセンチュウ再発防止計画の達成通知書

〇〇〇〇様

〇〇対策チーム

北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針の取組の徹底について(令和〇年〇月〇日付け技普第〇号農政部長通知)の規定により、次のほ場についてジャガイモシストセンチュウ再発防止計画の達成を確認しました。

引き続き、ジャガイモシストセンチュウを再発させないための取組の実施に努めてください。

記

ほ場番号	枝番号	ほ場所在地	ほ場面積(ha)	備考

北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針における植物検診及び土壌検診の実施について

〔 制定：令和4年7月29日付け技普第818号農政部長通知 〕

1 基本方針第3の1の植物検診及び第3の2の土壌検診を行う場合は、別記1及び別記2に基づいて実施するものとする。

2 同定を要する場合の取り扱い

(1) 植物検診

ア 対策チームは、検診の結果、シストの確認及び疑わしいものを発見した場合は、病害虫防除所へ連絡し、指示を受けるものとする。

イ 病害虫防除所の指示により、研究機関等に同定を依頼する場合は、検診株のシスト等が根に附着した状態のまま袋に入れ、厳重に包装の上、ジャガイモシストセンチュウ類の同定依頼書(様式1)を添えて提出するものとする。

ウ 同定を依頼する検診株は、採取市町村(地域名)、生産者番号、採取年月日を明示するものとする。

(2) 土壌検診

ア 対策チームは、試料を検診した結果、シストの確認及び疑わしいものを発見した場合は、病害虫防除所に連絡し、指示を受けるものとする。

イ 病害虫防除所の指示により、研究機関等に同定依頼を行う際には、別記2の2の(6)に示す土壌及び3の(1)のア「試料の調整」に基づき100グラム保管試料を厳重に包装し、様式1を添えて提出するものとする。

ウ 同定を依頼する試料は、試料ごとにビニール袋に入れ、袋の表面には採取市町村名(地域名)、生産者番号及びほ場番号、採取年月日を明示するものとする。

3 対策チームは、同定により新たに発生を確認した場合には、シストセンチュウ類発生状況報告書(様式2)により市町村長に速やかに報告するものとする。報告を受けた市町村長は総合振興局長等に、総合振興局長等は病害虫防除所長に、病害虫防除所長は農政部長に、農政部長は農林水産省横浜植物防疫所札幌支所長に速やかに報告するものとする。

なお、対策チームは、検診の経過とともに、発生ほ場の位置、面積、センチュウ密度等を整理して把握しておくものとする。

また、対策チームは、周辺ほ場等の土壌検診の実施により発生範囲を特定し、当面の対応方針が決定した段階で、ジャガイモシストセンチュウ類新規発生確認概要報告書(様式3)により市町村長に報告するものとする。報告を受けた市町村長は総合振興局長等に、総合振興局長等は病害虫防除所長に、病害虫防除所長は農政部長に、農政部長は農林水産省横浜植物防疫所札幌支所長に報告するものとする。

4 検診結果の取りまとめ及び報告

- (1) 対策チームは、土壌検診(前年9月1日から当年8月31日までに検診を了したもの)及び植物検診を実施したときは、当該年産の検診結果をジャガイモシストセンチュウ類土壌検診・植物検診結果地区整理表(2号様式)及びジャガイモシストセンチュウ類土壌検診・植物検診結果市町村集計表(3号様式)に取りまとめ、速やかに市町村長に報告するものとする。
 - (2) 市町村長は、(1)で報告のあった検診結果を確認の上、3号様式を9月15日までに総合振興局長等に提出するものとする。
 - (3) 総合振興局長等は、市町村長から報告のあった検診結果をジャガイモシストセンチュウ類土壌検診・植物検診結果振興局集計表(4号様式)により市町村別に取りまとめ、速やかに病害虫防除所長に報告するものとする。
 - (4) 病害虫防除所長は、総合振興局長等から報告のあった検診結果を確認の上、速やかに農政部長に報告するものとする。
- 5 基本方針第3の3の科学的防除に使用する薬剤は、「北海道農作物病害虫・雑草防除ガイド」等によるものとする。

別記1

シストセンチュウ類の植物検診の実施方法について

1 検診の実施

対策チームは、検診の実施に当たっては、ジャガイモシストセンチュウ類土壌検診・植物検診生産者台帳(1号様式)の整備を行い、生産者に対しシストセンチュウ類の検診技術、検診方法等の現地指導を行いながら実施するものとする。

2 検診の方法

- (1) 検診の実施期間は、7月中旬から下旬まで(着らい期から開花期頃まで)を基本とし、馬鈴しょの生育状況を確認しながら適期に実施するものとする。
- (2) 検診は、ほ場全体について生育状況を観察した上、生育不良株を発見したほ場を対象として、生育不良株を抜き取って実施することとするが、特に道路沿いや馬鈴しょ堆積跡に留意して実施するものとする。
- (3) 抜き取り株数は検診ほ場単位50アールまで5株以上とし、50アールを超える場合は、100アールまでごとに5株を追加するものとする。
- (4) 検診対象株は、静かに抜き取り、根部全体についてシストの附着の有無を調査するものとする。
- (5) 検診者がほ場から移動する場合は、靴に附着している土等を完全に落とすものとする。

別記2

シストセンチュウ類の土壌検診の実施方法について

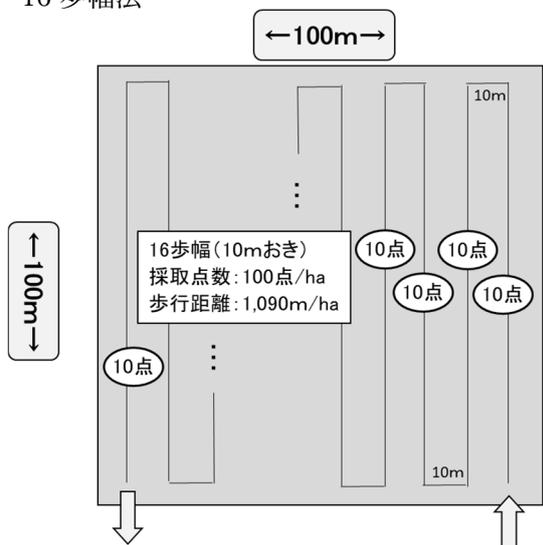
- 1 対策チームは、検診の実施に当たっては、1号様式の整備を行い、生産者に検診のため

の土壌採取方法について現地指導を行いながら土壌を採取させるものとし、必要に応じ巡回や抽出を行うなどして、実施状況を確認するものとする。ただし、「北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針の取組の徹底について」（令和4年7月29日付け技普第817号農政部長通知）第3の2の（3）のイの土壌検診においては、対策チームの立会の下に土壌採取を行うものとする。

2 土壌採取の方法

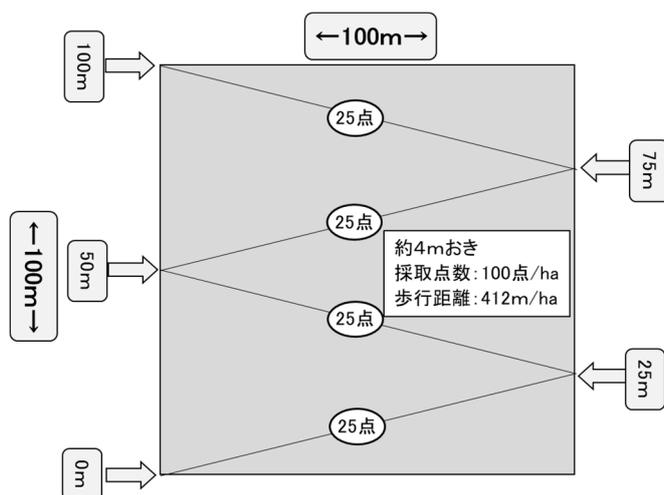
- (1) 土壌採取の実施期間は、原則として10月上旬から11月下旬までとする。
- (2) 調査ほ場は、おおむね1ヘクタールを単位とし、土壌の採取は、16歩幅法又はW字法で行うこととする。（16歩幅法及びW字法による採取は、下記の図を参考とすること。）ただし、1ヘクタール未満のほ場については、0.5ヘクタール以上を単位として採取する。

16歩幅法

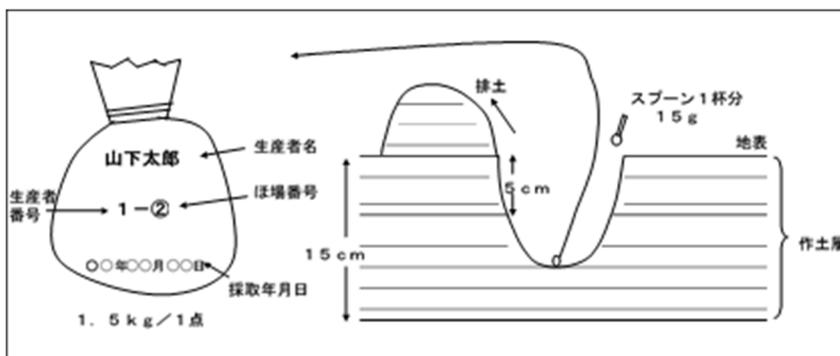


(1haあたり100点となる)

W字法



- (4) 採取試料は、試料ごとにビニール袋に入れ、袋の表面には生産者番号及びほ場番号を記入する。（採取試料は下記の図の手順で処理する。）



- (5) 採取は、表土5センチメートルを除き、下方の作土層10センチメートルから1箇所15グラム程度（スプーン1.5杯分）とする。
- (6) 同定を依頼する試料は、研究機関等において遺伝子診断法（PCR法）を用いることがあるので採取土壌のうち1キログラムは同定用とし、加熱処理を行わず採取したままの状態を保管する。
- (7) 採取後、2号様式に土壌採取の状況を取りまとめるものとする。

3 採取試料の検診

対策チームは、採取試料の検診を、篩い分け法又はカップ検診法により行うものとする。ただし、「北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針の取組の徹底について」（令和4年7月29日付け技普第817号農政部長通知）第3の2の（3）のイの土壌検診においては、篩い分け法により採取試料の検診を行うものとする。

（1）篩い分け法

ア 試料の調整

試料は、金属製（アルミ）バットを用意し、土塊はできるだけ細かく砕き、石れき、根部等を取り除き、採取土壌をバットに薄く広げ、乾燥機で70～80℃で2日間処理し、シスト内の卵を死滅させる。

乾燥、殺センチュウ処理後の試料は、もとのビニール袋におさめシストを分離し調査を行う。

ほ場調査で集めた採取土壌について、再び風乾を行い夾雑物を除き砕土の上、十分かきまぜる。1ほ場につき採取土壌から、風乾後に300グラムとなる分量の土を抜き取ったものを分離用試料とし、1ほ場試料あたり300グラム（100グラム×2＝200グラム（うち100グラムは検診が不成功となった場合の予備）、100グラムは同定依頼用として保管）をビニール袋に入れ、生産者番号及びほ場番号を記入して湿気のない場所に保管する。ただし、「北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針の取組の徹底について」（令和4年7月29日付け技普第817号農政部長通知）第3の2の（3）のイの土壌検診においては、採取土壌の全量について検診を行うものとする。

イ 分離作業の時期

分離用試料の調整ができ次第、直ちに分離を行うこととする。

ウ シストの分離

（ア）分離の手順

- a 分離用試料(300グラム)から100グラムを取り、5リットル入りのビーカー（ホーローまたは合成樹脂製）に入れる。
- b 水をビーカーの8分目くらいまで注ぎ、家庭用泡立て器などを用いてよく攪拌する。約1分間静置して舞い上がった土砂や粘土を沈殿させた後（シストは浮き上がる性質がある。）、ビーカー内の上澄み部分を二段に重ねた篩（"ふるい"：上段に目の大きさ850マイクロ（18メッシュ/0.85ミリメートル）の粗い目、下段に目の大きさ212マイクロ

(70 メッシュ/0.21 ミリメートル) の細かい目のものを配置) に注ぎ込む。浮遊物はビーカーの壁面に付着する傾向があるので注意深く注ぎ込む。大きな浮遊物は上段の粗い篩、シストを含む小さな浮遊物は下段の細かい篩に捕捉される。

- c 再度、上記 b の操作を繰り返す。
- d 下段の細かい篩に残ったシストと夾雑物に水道水等の水を吹き付けて篩の片隅に集める。
- e 直径 90 ミリメートルのろ紙 (厚さ規格 No. 2) の内側に鉛筆または水でにじまない油性マジックで生産者番号、ほ場番号などを記入の上、二つ折りにし、さらに少しずらして四つ折りにする。
- f 漏斗台に設置した直径 90 ミリメートルの漏斗に e のろ紙を設置し、洗浄瓶の水を流して漏斗の内壁にろ紙が密着するように貼り付ける。
- g ろ紙内に d で集めたシストときょう雑物を、洗浄瓶の水で流し入れる。注入水の水面がろ紙の上端近くまで達するようにすると、軽い浮遊物はろ紙の周縁に集まる。
- h ろ紙をシャーレの上に広げ、40~50 倍の実態顕微鏡でろ紙の上端 (周縁) 近くの部分を中心に観察し、シストを拾い出し、数を数える。

(イ) 器具の滅菌・洗浄

シストの分離や計数調査で使用した器具は、オートクレーブ処理や煮立てたお湯に数分浸漬することで滅菌し、その後洗浄する。

(ウ) 残土の処理

- a 検鏡用試料を量った後の残土は、上記ア「試料の調整」作業前に乾燥・殺センチュウ処理を行ってはいいるが、土中のシスト殻が破壊されていないことから、採取したほ場に戻すなど適正に処理することとする。
- b シストの分離後、ビーカーに沈殿した土は、他の病害を死滅させるため 100°C で 1 日処理することとする。検鏡用試料を量った後の残土は、焼土又は D-D 剤等で殺センチュウした後に処理する。

エ 卵数の調査

(ア) シストの破碎

できるだけ夾雑物を除き、シストをシラキュウスの時計皿、小型シャーレ、小型試験管 (長さ約 100 ミリメートル、内径 10 ミリメートル) などに入れて先の丸いガラス棒などで破碎する。

(イ) 希釈・攪拌

破碎したものを、固定液、シスト殻ごと洗浄瓶の水で 100 ミリリットルのメスシリンダーに流し入れる。シスト破碎に用いた容器の内面に付着した卵を全て移せるように洗浄作業を繰り返す。水を加えてメスシリンダー内の水量を 100 ミリリットルとした後、針金製の柄の先に穴の空いた金属製円盤 (メスシリンダーの内部よりもわずかに小さいもの) を水平に取り付けた攪拌機又はピペット等によく攪拌する。

(ウ) 卵の計数

攪拌後、卵が沈まないよう直ちに希釈水の一部を駒込ピペット（2～5ミリリットル）でピーターの1ミリリットル計数スライドに移し入れ、40～80倍の実体顕微鏡で卵数を計数する。明らかな空卵（卵殻）、内部が乳白色に汚濁した死卵は計数から除外するが、生卵か死卵かを判断できない場合は必ず計数する。

また、幼虫も卵数の内数として計数するが、全体が黒色化又は茶褐色化しているものや、透明なもの、ちぎれているもの等は計数から除外する。乾土100グラムから分離した卵を100ミリリットルで希釈した場合、1ミリリットル中の卵数が乾土1グラム中の卵数となる。

(2) カップ検診法

ア 小さいも入手、催芽・浴光

ジャガイモシストセンチュウ感受性品種の小さいもを催芽・浴光し、芽が十分出たものを使用する。当年採取いもは12月頃から使用できる。

イ 土壌の採取

ほ場全体から土壌を少量ずつ採取し、1サンプル当たり1～2kgにまとめ、よく混和する。固まりになるような過湿土壌は、袋の口を開けて乾燥させ、ほぐしてから使用する。

ウ 土詰め、種いも植付け、給水

確実な結果を得るため、一土壌当たりカップといもを4個使用する。検診用土壌は、250ml透明プラスチックカップに125ml（25ml計量スプーン5杯）詰める。小さいもは、土壌の半量を先に入れた後、芽を下向きに入れ、土壌の残り半量を詰める。いもの上部が土から出てもよい。計量スプーンは、対象土壌が変わるごとに交換する。

給水は、はじめの2週間は数日おきに土壌の湿り気と発根状態を観察し、水分が不足している場合は、空気穴から2～3mlを給水する。

エ 暗黒で培養

室温（適温は18℃、平均14～22℃であれば可）で、根だけを伸ばすため、光を当てずに8週間培養する。2週間発根しなければ、いもを交換して培養を再開する。

オ 寄生確認

5週目頃から見られる白いシスト（雌成虫）が黄化し始める8週間後、カップの底面や側面越しに、根にシストが寄生しているか肉眼やルーペで観察する。

カ 熱処理・廃棄

調査完了後は、土壌が湿った状態にし、カップごと、70℃で1時間以上加熱してシストを死滅させる。死滅してもシスト殻はそのまま残るため、調査残土壌や残渣はほ場に残さず廃棄する。

(様式1)

令和 年 月 日

同定実施機関宛

実施主体名

ジャガイモシストセンチュウ類の同定依頼書

令和〇〇年〇月〇日、〇〇町〇〇地区で実施した（植物・土壌）検診において
発見した疑似案件について、次のとおり同定確認を依頼します。

記

1 送付サンプル内訳

番号	地区名	生産者番号	採取年月日	備考

2 連絡先

所 属	住所
(対策チーム :)	電話
職・氏名	FAX
メール	

(様式2)

シストセンチュウ類発生状況報告書

同定日		同定実施機関	
連絡先	所 属		住所
	(実施主体名 :)		電話
	職・氏名		fax
発見日時		同定依頼日	
発見場所 (住所・生産者番号)			
検診の種類 (植物検診、土壌検診)			
シストセンチュウの種類			
栽培 概要	品種名		用途
	馬鈴しょ作付面積		当該ほ場面積
特記事項 (生育の状況、周辺の状況等)			
当面の対応 (プレスリリース、対策会議の開催計画、土壌検診の実施計画、汚染土壌移動防止対策等)			

《添付書類》

発生分布図：市町村図（縮尺は任意。但し、字境界が記載されていること。）に、発生したほ場をプロットしたものを3部提出。

(様式3)

ジャガイモシストセンチュウ類新規発生確認概要報告書

〇〇市町村〇〇地区

- 1 植物検診実施年月日又は土壌採取年月日
- 2 発生ほ場住所・面積・シストセンチュウの種類
- 3 発生確認までの経過
- 4 発生を確認した馬鈴しょ栽培ほ場の条件
- 5 新規発生確認後の地元対応状況と今後の作付対応

《添付書類》

添付書類	備 考
生産者台帳 (1号様式)	現時点で整理
地区整理表 (2号様式)	現時点で整理
発生分布図 (市町村図5万分の1)	3部提出、発生ほ場を朱書きでプロット
発生ほ場図 (縮尺任意)	3部提出

【記載例】

(様式3)

ジャガイモシストセンチュウ類新規発生確認概要報告書

〇〇市町村〇〇地区

- 1 植物検診実施年月日又は土壌採取年月日
(農林水産省横浜植物防疫所札幌支所による種馬鈴しょ検査の経過も記載)
令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
植物検診を実施 〇〇戸、**. **ha (うち、新規発生確認 〇戸、**. **ha)
土壌採取を実施 〇〇戸、**. **ha (うち、新規発生確認 〇戸、**. **ha)

- 2 発生ほ場住所・面積・シストセンチュウの種類
(複数地区・複数ほ場での確認があった場合は、ほ場ごとの一覧表で整理)
 - ・発生ほ場住所 〇〇市町村〇〇地区
 - ・発生面積 **. **ha ()
※ ()内に植物検診の場合は品種名、土壌検診の場合は当年の栽培作物名を記載。
 - ・シストセンチュウの種類

- 3 発生確認までの経過 (経過概略から抜粋)
 - (1) 令和〇〇年〇〇月 (〇)
令和〇〇年度の土壌検診、〇〇市で●●戸・**. **ha ・●●点を実施し、既存発生地区の●戸・*. **ha・●点を発見された。また、未発生地域の〇〇地区の(※戸、*. **ha ・※点)で新規発生を発見した。
 - (2) 令和〇〇年〇月〇日 (〇)
新規発生確認事案であったため、対策チームから〇〇振興局を経由し、(独)北海道農業研究センターに同定を依頼し、〇月〇日(〇)に確認。

- 4 発生を確認した馬鈴しょ栽培ほ場の条件
 - (1) 栽培履歴は1号様式(生産者台帳)のとおりであり、小麦・てん菜・澁原馬鈴しょの3年輪作。令和〇〇年以降は毎年馬鈴しょ作付前の土壌検診と7月下旬に植物検診を実施。
 - (2) コンバイン等での共同作業や、てん菜・馬鈴しょは共同作業を行っている。

- 5 新規発生確認後の地元対応状況と今後の作付対応
(対策チームで決定した対応方針決定後に記載)
 - (1) まん延防止啓発用パンフレット作成。
 - (2) 計画的な植物検診・土壌検診を実施する。
 - (3) 移動式洗浄機を〇台導入し、発生確認地域及び集出荷施設に設置した。

4 検診結果

ほ場 番号	土壌検診結果(種馬鈴しょ検疫を除く)										
	採取ほ場 面積(a)	点数	採取 年月日	検診 年月日	方法 (番号)	発生確認 程度別面積(a)					合計
						0検出限界 以下	1低 密度	2中 密度	3高 密度	4基 密度	
						篩分け法					
1 篩分け法	0	1~10	11~100	101 ~300	301~						
2 カップ法	カップ法					0	1~20	21~100	101~	無し	
3 両方											

ほ場 番号	植物検診の結果(種馬鈴しょ検疫を除く)				植物防疫所が実施する種馬鈴しょ検疫
	植物検診の実施		発生確認		発生確認
	株数	面積(a)	株数	面積(a)	面積(a)

5 ほ場の配置図

- (注1) 当該年を含めて過去5カ年の状況について記入する。(馬鈴しょの場合は、一般か種子かを明記する。)
- (注2) 抵抗性品種を作付けした場合は、その旨記入する。
- (注3) 出作地がある場合は、備考欄にその地区名を記入する。
- (注4) シロシトの発生がある場合は、備考欄に記入する。
- (注5) 対策経過欄は、対策内容や発生程度の経過を記入する。
- (注6) ほ場の配置は、出作地を含めて記入する。
- (注7) 4検診結果の土壌検診結果の「点数」欄は、ほ場で採取した点数を記載する。

1号様式

ジャガイモシストセンチュウ類土壌検診・植物検診生産者台帳（記載例）

市町村名 ○○町

地区名	○○	生産者番号	1
-----	----	-------	---

（注）地区名は、行政区の字名とする。

耕地面積 (a)	1,200	畑地面積 (a)	1,200	左の内出 作地面積	0	出作地の 地区名	
-------------	-------	-------------	-------	--------------	---	-------------	--

（注）（ ）内は、永年性作物の作付面積を内数で記入する。

1 馬鈴しょの作付面積等

項目	年次	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	備考
作付面積(a)		400	400	400	400	400	
内抵抗性品種の作付面積		300	250	200	150	100	
種いもの導入先		□□町	□□町	□□町	□□町	□□町	

（注）当該年を含めて過去5カ年について記入する。（種子馬鈴しょがある場合は、内数で（ ）を付けて記載する。）

2 農機具等の共同利用 有 無

農機具名				
利用戸数				

3 ほ場別作物名の作付動向等

ほ場 番号	ほ場 面積(a)	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	シスト発生確認状況			備考
							発生 年	対策 経過	今回 検診	
1	400	小麦	てん菜	馬鈴しょ	小麦	てん菜	H□年	抵抗性品種導入、 輪作、野良生え除去	×	
2	400	てん菜	馬鈴しょ	小麦	てん菜	馬鈴しょ	H×年	抵抗性品種導入、 輪作、野良生え除去	×	
3	400	馬鈴しょ	小麦	てん菜	馬鈴しょ	小麦	H△年	抵抗性品種導入、 輪作、野良生え除去	○	

4 検診結果

土壌検診結果(種馬鈴しょ検疫を除く)											
ほ場 番号	採取ほ場 面積(a)	点数	採取 年月日	検診 年月日	方法 (番号)	発生確認 程度別面積(a)					
						0検出限界 以下	1低 密度	2中 密度	3高 密度	4甚 密度	合計
						篩分け法					
						0	1~10	11~100	101 ~300	301~	
カップ法											
					0	1~20	21~100	101~	無し		
3	400	400	RO.O.O	RO.O.X	1		400			400	

ほ場 番号	植物検診の結果(種馬鈴しょ検疫を除く)				植物防疫所が実施す る種馬鈴しょ検疫
	植物検診 の実施		発生確認		発生確認
	株数	面積(a)	株数	面積(a)	面積(a)
-					

5 ほ場の配置図

- (注1) 当該年を含めて過去5カ年の状況について記入する。(馬鈴しょの場合は、一般か種子かを明記する。)
- (注2) 抵抗性品種を作付けした場合は、その旨記入する。
- (注3) 出作地がある場合は、備考欄にその地区名を記入する。
- (注4) シロシストの発生がある場合は、備考欄に記入する。
- (注5) 対策経過欄は、対策内容や発生程度の経過を記入する。
- (注6) ほ場の配置は、出作地を含めて記入する。
- (注7) 4検診結果の土壌検診結果の「点数」欄は、ほ場で採取した点数を記載する。

